二　申請の提出先
次のいずれかの総合通信局又は沖縄総合通信事務所とする。
1　北海道総合通信局
2　東北総合通信局
3　関東総合通信局
4　信越総合通信局
5　北陸総合通信局
6　東海総合通信局
7　近畿総合通信局
8　中国総合通信局
9　四国総合通信局
10　九州総合通信局
11　沖縄総合通信事務所
三　問合せ先
北海道総合通信局情報通信部放送課　電話〇一一（七〇九）二三一一
東北総合通信局放送部放送課　電話〇二二（二二一）四七一〇
関東総合通信局放送部放送課　電話〇三（六二三八）一七〇五
信越総合通信局情報通信部放送課　電話〇二六（二三四）九九三九
北陸総合通信局情報通信部放送課　電話〇七六（二三三）四四九二
東海総合通信局放送部放送課　電話〇五二（九七一）九一四八
近畿総合通信局放送部放送課　電話〇六（六九四二）八五六八
中国総合通信局放送部放送課　電話〇八二（二二二）三三八五
四国総合通信局情報通信部放送課　電話〇八九（九三六）五〇三八
九州総合通信局放送部放送課　電話〇九六（三二六）七八七四
沖縄総合通信事務所情報通信課　電話〇九八（八六五）二三〇七
四　申請要領
総務大臣は、開設計画の認定を受けようとする者が認定の申請を行うための要領その他必要な事項を公表するものとする。

○法務省告示第二百三号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。
この指定は、平成二十二年五月十五日から効力を生ずる。
平成二十二年四月二十八日
法務大臣　千葉　景子
秋田県雄勝郡羽後町長

○法務省告示第二百四号

北海道留萌郡小平町役場保存の次の除籍の一部が滅失した。
平成二十二年四月二十八日
法務大臣　千葉　景子
北海道留萌郡鬼鹿村字千松番外地　八木橋ミヤ

○法務省告示第二百五号

北海道空知郡上砂川町役場保存の次の一の除籍の一部及び二の原戸籍の一部が滅失した。
平成二十二年四月二十八日
法務大臣　千葉　景子
一　北海道空知郡上砂川町字上砂川二十二番地　石黒　哲夫
二　同所二十二番地　若杉　武雄

○財務省告示第百五十二号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。
平成二十二年四月二十八日
財務大臣　菅　直人
（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・五年）	第二回	十二億二千七百八十二万円	十二億七百九十七万八千四百五十六円
〃	第四回	十一億三千二百十八万円	十一億千百七十一万二百十六円
〃	第六回	十三億百四十五万円	十二億七千七百九十一万九千八百十六円
〃	第八回	十三億七千二百七十七万円	十三億四千七百五十一万千三十二円
〃	第十回	六億八千五百二十万円	六億七千六百八十万九千五百六十三円
〃	第十二回	二億六千九百九十六万円	二億六千六百九十七万五千六百四十五円
〃	第十四回	一億三千百二十万円	一億三千五十六万六千五百二十三円
〃	第十六回	一億六千三百十四万円	一億六千三百五万八千三百五十六円
個人向け利付国庫債券（変動・十年）	第十四回	三十一億三千七百八十四万円	三十一億二千二百九十万三千八百九十六円
〃	第十六回	三十一億四千四十二万円	三十一億二千五百四十七万千六百十五円
〃	第十八回	十二億五千百五十万円	十二億四千五百五十四万二千八百六十七円
〃	第二十回	十億二十二万円	九億九千五百四十五万八千九百五十九円
〃	第二十二回	一億八千四百七十八万円	一億八千三百九十万四百四十九円
〃	第二十四回	二億三千八百十五万円	二億三千七百一万六千四百九円
〃	第二十六回	二百三十万円	二百二十九万二千九百七十五円
〃	第二十八回	七千五百六十四万円	七千五百五十七万三千八十七円
合計		百五十三億千四百五十七万円	百五十一億七千六十八万九千八百六十四円

○文部科学省告示第八十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十三条第五号及び第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件（平成十四年文部科学省告示第五十三号）の一部を次のように改正する。
平成二十二年四月二十八日
文部科学大臣　川端　達夫
別表の補助金等の名称の欄中「国際研究拠点形成促進事業費補助金」を「国際研究拠点形成促進事業費補助金　地域産学官連携科学技術振興事業費補助金」に、「特定先端大型研究施設整備費補助金」を「特定先端大型研究施設整備費補助金　高性能汎用計算機高度利用事業費補助金」に、「国際熱核融合実験炉研究開発費補助金」を「国際熱核融合実験炉研究開発費補助金　地球観測システム研究開発費補助金　原子力人材育成等推進事業費補助金」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十二年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。